

札幌大学総合研究 第2号 (2011年3月)

〈論文〉

## 情報公開 —企業・団体に関する情報の公開と保護—

上机 美穂

〈要旨〉

企業などに関する情報が、何らかのかたちで公開されたとき、企業にはどのような損害が生じるのであろうか。そして、その損害はいかにして救済されることとなるか。

企業には個人と同様に、企業秘密などと呼ばれるような秘匿性の高い情報や、企業にとって私的な情報がある。これらが公表されたとき、企業には損害が生じうる。秘匿性の高い情報ではなくとも、リコールのように消費者の利益のために、企業が自発的に情報を公開することもある。

いずれの情報であっても、企業は公開されたことにより、なんらかの損害を被るのであろうか。たとえばリコールのような場合、不良品を売っていた、などという評価がなされ、企業に悪評がたつこととなる。

このように、企業に関する情報の公開は、公表した（あるいはされた）ことから直接に生じる損害のみならず、そこから拡大する損害も考えられるということになる。はたして、企業において、拡大する損害を救済することは可能であろうか。

本論は、企業や団体の情報の公開により、なんらかの不利益が発生した場合の救済可能性を、判例をいくつかの判例をもとに考察するものである。

〈キーワード〉

情報公開, 行政公表, 企業機密, 風評損害

はじめに

- 1 行政公表と企業・団体
- 2 機密漏洩による企業情報の公開
- 3 情報公開と企業・団体の損害

おわりに

## はじめに

企業などに関する情報が、何らかのかたちで公開されたとき、当該企業にはどのような損害が生じるのであろうか。そして、その損害はいかに救済されるか。これを個人に置き換えれば、個人が公開されたくないと感じる情報が公開されたとき、個人はプライバシー侵害や名誉棄損というかたちで救済を求めることになる。

個人において公開を欲しない情報とは、秘匿性が高い極めて個人的な事柄であったり、公開により実質的な損害が生ずる、あるいは生じている事柄である。現在では個人識別情報のようなものも、ときとして公開を欲しない事柄とされることもある<sup>1)</sup>。いずれにしても、このような事柄の公開による損害は、損害賠償により救済される。個人に生じている実質的な損害とは、財産的損害もあるが、多くは、精神的損害に対する慰謝料ということになるであろう。さらに名誉毀損の場合、謝罪広告などによる原状回復により救済される。この場合においても、損害賠償は慰謝料としての側面が強いであろう。

企業に関する情報が公開された場合において、個人の救済方法の考え方をそのまま置き換えることには無理がある。なぜなら、まず、企業は権利能力者ではあるが、自然人と異なり感情はない。仮に、法人に感情があると考えらるならば、企業は自然人の集合体であるため、それは誰の感情あるいは意思であるか、という問題が生じる。ある団体に所属する個人が、会社の名誉を害されたことが、そこに所属する者の名誉を害したとし、名誉毀損による損害賠償を請求した事件があるが、多くは否定されている<sup>2)</sup>。

さらにプライバシー侵害について考えるならば、そもそも、プライバシーという概念を、企業にあてはめることが可能かどうかという問題が生じる。プライバシーとは、個人が主体となった考え方である。このことを考えれば、精神的損害が生じると考えることは困難であろう。

### ・ 損害の発生する情報と風評

仮にプライバシーという概念が企業に馴染まないとするならば、企業において私的な事柄は存在しないこととなる。ところが、企業には個人と同様に、企業秘密などと呼ばれるような、秘匿性の高い情報、企業にとって私的な情報がある。これが公表されたとき、企業には損害が生じうる。秘匿性の高い情報ではなくとも、リコールのように消費者の利益のために、企業が自発的に情報を公開する場合がある。さらに、第三者が告発や糾弾というようなかたちで、企業の情報を公表することも考えられよう。

いずれの情報であっても、企業は公開されたことにより、なんらかの損害を被るのであろうか。たとえばリコールのような場合、不良品を売っていた、などという評価がなされ、

企業に悪評がたつ。それにより、企業においてなんらかの損害が発生する。また、第三者による告発などの場合、それを見知った世間は企業に対し、悪印象を持つこととなる。

他方、告発においては、多くの場合、企業秘密が伴うものである。そうなれば、企業は、風評による損害のほか、秘密を公表されたことによる損害も生じうるであろう。

このように、企業に関する情報の公開は、公表した（あるいはされた）ことから直接に生じる損害のみならず、そこから拡大する損害も考えられるということになる。はたして企業において、拡大する損害を救済することは可能であろうか。拡大する損害の多くは、風評により生じるものである。風評による損害は救済できるのであろうか。

本論は、企業や団体の情報の公開により、さまざまな不利益が発生した場合の救済可能性を、判例をいくつかの判例をもとに考察するものである。

## 1 行政公表と企業・団体

企業に関する情報を提供する立場のひとつに、行政がある。行政による情報提供には、公衆に対しなんらかの目的をもって行われるものと、社会における、なんらかの問題事案について、処置や強制をする目的でなされるものがある<sup>3)</sup>。いずれの目的をもった情報であれ、情報元が行政ということは、それ自体で、社会において大きな影響力をもつものである<sup>4)</sup>。

たとえばマスメディアが何らかの情報を文字媒体において公表するとき、その記事がいかなるものであっても、情報源が存在する。特に情報源が明確な場合、その情報の信ぴょう性は高くなるものであろう。しかし、情報源が不明確であっても、記事がいかにも真実味があるとき、読み手において、記事への信頼度は高くなるかもしれない。記事のなかに、情報源として行政、あるいは公的機関が列挙されれば、その記事はより真実味を帯びることになるであろう<sup>5)</sup>。

行政による公表は、消費者保護や公害防止などの観点から法律上、公表すること自体が保障されている。これは公益性を重視し、国民生活の安定を追求するという、いわば行政の大命題を体現しているものということもできる。ところが、いくら国民から信用のある行政であっても、提供した情報に誤りがあったり、情報提供が不十分なため、国民が間違った認識をすることも考えられる。このような場合、行政から公表された企業や団体にはどのような損害が生じるであろうか。以下では、厚生省による食中毒原因の公表による事例を検討する。

・事件の概要・判旨 ①事件～特定事業者

第一審 大阪地判平成14年3月15日（判タ1104号86頁）

第二審 大阪高判平成16年2月19日（訟月53巻205頁）<sup>6)</sup>

平成8年、大阪府堺市の市立小学校において腸管出血性大腸菌O-157による、集団食中毒が発生し、2人の児童が死亡した。この集団食中毒が発生する前後、全国各地でO-157による食中毒被害が起こっていた。しかしいずれの食中毒も、堺市ほどの規模ではなかった。堺市では死亡者も出たことから、厚生省がその原因特定を調査し、原因を、ある特定企業の生産した貝割れ大根であると公表した。

原告（以下X）は、堺市の市立小学校に貝割れ大根を出荷していた生産業者である。Xは、厚生省による集団食中毒の原因に関する調査報告の中間報告および最終報告が、「科学的根拠がないにもかかわらず原告が出荷したカイワレ大根をその原因食材であると事実上断定するものであった」とした。そのうえで、厚生省のトップである当時の厚生大臣（現在の菅直人内閣総理大臣）による報告の公表がXの名誉、信用が毀損したうえ、事業利益が低下したとして、「①事業利益の損失5870万7758円②信用回復措置費用200万円③慰謝料2000万円」などを被告国（以下Y）に請求した。

なお中間報告の結論部分は、「貝割れ大根については、原因食材とは断定できないが、その可能性も否定できないと思料される」とし、Xという固有名詞を公表していない。しかし、中間報告に関する記者会見の際、特定施設が、「大阪府内の業者」であることは公表している。また、最終報告の結論部分では「特定の生産施設から特定の日に出荷された貝割れ大根が原因食材として最も可能性が高い」としているが、Xを名指ししていなかった。

本事件の争点は、（1）行政公表における違法性の基準、（2）原因調査の合理性と原因推定の妥当性、（3）本件公表の違法性、（4）原告の損害額、である。

このうち、（2）について、厚生省は、7つの原因究明の個別的手法を挙げ、その合理性あるいは信ぴょう性の高さを主張した。そのうえで、Xが発生原因であるという推定について、調査においてXの生産施設から「O-157は検出されず、汚染源、汚染経路の特定まではできなかったが」さまざまな調査結果を総合判断すれば、Xが発生源であるという推定が、「きわめて合理的」であるとした。

対してXは、調査のずさんさや非合理性を主張し、Xの生産施設におけるカイワレ大根の生産方法などを挙げ、「O-157に汚染される汚染源・汚染経路が見当たらないことからすれば、これが本件集団下痢症の原因食材ではないことは明らかである。」と主張した。

一審は、この点につき「原因食材は、他の食材と比較すれば原告が出荷したカイワレ大根である可能性は高いとはいえようが、それにとどまるものであって、結局のところ、原因食材を確定することはできなかった」とした。二審では、Yによる調査方法などに問題があると指摘し、「原因調査の合理性及び原因推定の妥当性については、疑問がないとはいえない。」と述べ、調査の正確性などを否定した。

そのうえで、厚生省による（3）公表の違法性について、一審は以下のように述べた。まず、中間報告の公表については、調査途中であり、「これから更なる調査を重ねなければならない状況下において、かかる過渡的な情報で、かつ、それが公表されることによって対象者の利益を著しく害するおそれのある情報を、それによって被害を受けるおそれのある者に対する十分な手続的保証もないまま、厚生大臣が記者会見まで行って積極的に公表する緊急性、必要性は全く認められなかった」とした。そして、最終報告については「誤解を招きかねない不十分な内容の情報を公表」したことにより、その情報の受け手は、原告の農園で生産されたカイワレ大根が食中毒の原因食材であると、被告が判断したと「理解してもやむを得ない」ため、中間報告同様、相当性を欠いた公表であるとした。そして、このような公表のため、「結果的に、原告の名誉、信用を害する」として、損害賠償の支払いを命じた。二審においても、おおむねこれを支持した。

争点（4）原告の損害額、については、原告が請求した額よりもかなり低額となった。さらに、一審、二審とも、損害額と慰謝料の合計金額は500万円であるが、その内訳は、異なっている。原告は事業利益の損失について、前年同期の事業利益と比較し、収益の損失を算出していた。まず一審は以下の通り述べた。

当時、O-157などの食中毒が各地で発生していたことから、世間において「食品一般の安全性に対する不安が広がり、特に生ものを食べることは深く不安視されていた」ことを考慮したうえで、カイワレ大根が通常、生で食されることを指摘し、「仮に本報告の公表がなくても、本件集団下痢症等の影響などにより相当程度消費が控えられていたことが考えられる。」さらに原因究明の結果について、いずれは公表され、「原告が出荷したカイワレ大根が疑われたという事実自体は、いずれにしても早晚明らかになっていた」ことから、消費者においてカイワレの消費が減少し、「原告が出荷するカイワレ大根にも大きな影響が及ぶことは否定できない。」とした。そして、本件公表のような、違法性のある公表ではなくとも、「結果的に原告の収益は減少したといえる」とした。しかし、営業損害の程度については想定することは困難で、「財産的な損害について立証がない」とし、原告の主張する事業利益に対する損失を認めなかった。

第二審はこの点につき、Xにおいて事業利益の損失が生じていることを認めている。し

かし「損害の性質上その額を立証することが極めて困難」であるとした。そのうえで、口頭弁論や、認定された事情を「総合考慮して」、Xの財産的損害を認め、損害額を300万円とした。

他方、慰謝料請求については、一審はXの名誉・信用が毀損されたことを前提とし、Xは報告の内容を「まったく知らされないまま、また反論の機会も与えられないまま」原告出荷のカイワレ大根が原因食材であるという印象を与えるような公表をしている、とした。このことは「農作物の生産者として、その名誉・信用を毀損され、多大なる精神的苦痛を受けたと認めることができる。」と述べた。そのうえで、Xに生じた名誉・信用の毀損の原因が、厚生省による「本件各報告公表の目的」、 「公表の方法・様態」にあり、それらの事情を考慮し、慰謝料額を500万円とした。

第二審は、一審で述べられた理由を踏襲するかたちで「すべての事情を総合考慮すると、慰謝料として200万円を認めるのが相当である。」とした。

さらに（1）行政公表における違法性の基準、について、Xは以下のように主張した。まず、行政機関による公表について、社会的影響力が極めて大きいことを指摘した。そのうえで「国民の権利義務に影響を与える行政の行為には、それを許容する具体的な法律上の根拠が必要」であるが、本件公表により「原告の名誉・信頼を毀損するものであるが、これを許容する法律は一切存しない」と主張した。さらに、食中毒などが生じた場合に行われる、食品衛生法に基づく厚生大臣の通達の「食中毒処理要領」について、「食中毒事故の拡大防止のためには営業停止等の行政処分を行うことを予定しており、公表という方法は全く予定していない」ことから、「公表に関する裁量の根拠とはなり得ない」とした。報告におけるXの特定性について、中間報告において指摘された生産施設が、原告農園であると特定できる情報があることを指摘した。そして結果的に中間報告公表直後から、取引先からの注文取消が相次いだことを指摘した。

これに対し、Yは行政の公表行為について「一般的には単に事実を広く知らしめることであり、基本的には単なる情報提供にすぎない」とした。さらに「特定の個人に対する制裁や一定の行政目的を強制することを目的として公表を行うものも存するが、本件各報告はこれに当たらない。」と主張した。公開される情報が「一般国民の生命、健康に重大な影響を有する場合」、行政は敏速な対応が求められると主張した。そして本件報告は「原因食材に関する情報を提供したものであり、制裁又は強制をその目的とするものではなく、非権力的事実行為」であるとした。公表の目的については「一般国民の生命健康を保持すること」とも主張し、名誉および信用毀損を否定した。Xの特定性については、特に反論はなかった。

第一審はまず、Xの特定性につき、Xが名指しされているわけではないが、公表において、「生産施設が一か所に限られていること」「その施設が大阪府下の施設であることも明らかにしている」ことから、生産施設がXであることが「容易に特定できる」とした。そして、本件公表の違法性については検討するには、「公表の目的の正当性」「公表内容の性質、その真実性、公表方法・様態、公表の必要性と緊急性」の吟味を要するとした。さらに「公表することの利益と公表することによる不利益」の比較考量も要するものとし、実質的な公表の違法性に関する判断は、争点（2）から（4）において検討された<sup>7)</sup>。

・事件の概要・判旨 ②事件～生産団体・生産業者

第一審 東京地判平成13年5月30日（判時1762号6頁，判タ1085号66頁）

第二審 東京高判平成15年5月21日（判時1835号77頁，訟月53巻2号205頁）

本件もまた、前述したO-157の感染源に関する厚生省の報告をめぐる事件である。前述の事件は、原告が特定の生産業者であった。他方、本件の原告は、貝割れ大根の生産者でつくる、「日本かいわれ協会」（以下X1）と、この協会の構成員である、19名の貝割れ大根生産販売業者（以下X2）である。

当時、本件報告の公表を契機に、O-157の原因が「貝割れ大根の可能性がある」というような内容の報道が、マスメディアを通じ、大々的かつ断続的に行われた。その結果、全国のスーパーマーケットやファミリーレストランなどの飲食店、さらに個人消費者までが貝割れ大根の購入を控えるようになった。

Xらは、公表が「貝割れ大根を食べないことがO-157への感染防止に有益であるかのような印象を国民に与えたため」、売り上げの減少などの損害が生じたとして、国（以下Y）に対し、損害賠償を請求した。なお、X1の主張した損害は、「真の原因究明のための調査活動」費用のほか、報告公表後、激減した売り上げを回復するために行った「販売促進活動」などに費やした「費用に相当する」もの合計1000万円である。X2の損害は、公表後に納入先から受けた注文取消しや返品などで貝割れ大根を廃棄しなければならなかったことから生じた、「廃棄経費」や「栽培経費」などの積極損害のほか、報告の公表がなければ得られたであろう利益を逸失利益として請求した。

本事件は（1）厚生省による疫学的調査の適否、判断の合理性の有無、（2）報告を公表したことの違法性の有無、（3）損害額、を争点としている。

第一審では、厚生省による食中毒の原因究明のための疫学調査について相互的な判断から、厚生省による調査と報告について、「疫学的判断及び結論には、不合理な点は認めら

れない。」とした。原告は、厚生省の行った各調査の手法、信用性などにつき、さまざまな反論を行っていたが、判決はこれをすべて否定した。

そして、調査や判断が合理的であるということを前提として、(2)公表の違法性が論じられることとなった。判決は本件公表の目的を、「国民に対し、本件集団下痢症の情報を提供し食中毒事故の拡大及び再発を予防する」ためであったとした。公表の方法については「原因として疑いのある食材の生産主体を直接明示することなく公表した」ものとした。そして、Xらに「多額の損害が生じたことは容易に予測できるところ」であることは認めたが、それは公表に引き続く報道によって受けた、「事実上の不利益」であって、公表に直接起因する損害ではないとした。

これらのことから、公表は「当然に必要な事柄であり、公表の目的に合理性がなく、不相当なものであったとは認められ」ないとした。公表方法についても、疫学的判断内容を「正確に公表し、本件中間報告の内容が正確に報道され、社会混乱を避けるための一定の配慮が認められる」として、原告の主張を認めなかった。このことから、(3)損害額については、請求に理由なしとして、棄却された。

この判決を受け、Xらが控訴したのが第二審である。

第二審は、(1)疫学的調査の適否、判断の合理性の有無につき、以下のように判断した。まず、疫学的調査について、手法に則ったもので「貝割れ大根が疑われるとの判断を否定することにはならず、本件調査及びその判断に不合理な点は認められない」とし、原審を支持した。しかし、本件調査では、堺市で起きた、学校給食による集団食中毒の原因については、「検討は不十分であったという他ない。」とも指摘した。

(2)公表の違法性、について、国民の「情報不足による不安感の除去のため、隠ぺいされるよりは、国民に遥かに望ましく、適切であった」とし、公表自体の違法性は否定した。しかし、記者会見による公表方法について、まず、中間報告の内容につき「断定を避けた曖昧とも見える表現が用いられ」ていたことを指摘した。そのうえで、「曖昧な内容をそのまま公表し、かえって貝割れ大根が原因食材であると疑われているとの誤解を広く生じさせ、これにより、貝割れ大根そのものについて、O-157による汚染の疑いという、食品にとっては致命的な市場における評価の毀損を招き、全国の小売店が貝割れ大根を店頭から撤去するに至らせた」と判断し、公表方法についての違法性を認めた。

(3)損害額、については、まずXらの損害について、「曖昧さも含めてされた報道に接した小売店が採った行動により生じた」と指摘した。そして、本件公表が、貝割れ大根の「商品としての評価、信用」を毀損し、それにより損害が発生したとし、X2について、それぞれ100万円、100万円以下を請求していた者については、請求額を認めた。X1

については、生産販売により利益を得ている者ではないが、「貝割れ大根の生産、販売について利害関係を有することは明らかで、同様に被害を被ったと認められ」とし、同じく100万円の賠償を認めた。

以上のように、一審判決は、Xの損害を認めなかったが、二審は、Xの損害を認めているものである。

O-157の発生原因をめぐる、厚生省の情報公開に関する、以上ふたつの事件訴訟には、さまざまな問題がある。たとえば、本件行政公表の性質をめぐる問題や手続に関するような、行政上の問題<sup>8)</sup>、行政公表の法律上の根拠をめぐる問題などである<sup>9)</sup>。本論は、ある情報の公表により、公表された情報の当事者に生ずる問題を中心に議論するため、以上のような問題については触れない。

#### ・ふたつの事件にみる損害

ふたつの事件（以下①事件を大阪訴訟、②事件を東京訴訟）は、同一の事象から発生したものであることはいうまでもない。しかし両事件は、原告の性格、原告の請求や争点など、いくつかの点で異なる<sup>10)</sup>。ここではまず、両原告の主張する損害について検討する。

原告について、大阪訴訟は、食中毒の原因食材を生産提供していたとされる特定業者である。公表の内容は、特定業者について名指しはなかったものの、当該生産施設が汚染源と判断されたことを、「容易に判明」できものであったために、業者自身が損害を被ったと主張している。

対して東京訴訟は、貝割れ大根を生産する者で構成される団体と、その構成員である。大阪訴訟の原告のような、特定業者とは違い、業者自身についての情報がと公表されたものではなく、貝割れ大根が「原因食材の可能性」があると公表されたことにより、消費者らが「貝割れ大根自体がO-157の感染源であるかのように誤解」されたことで、損害が生じたことを主張している。

大阪訴訟は、生産業者自身の名誉や信用が害されたとするものである。東京訴訟では、団体あるいは業者が直接損害を被ったというよりも、生産している貝割れ大根について、食中毒の発生源と公表されたことにより、貝割れ大根の評価が低下した結果、経済的な打撃を受け、結果的に、業者や団体が損害を被ったという構造になる。いいかえれば、東京訴訟では、直接的に批判の対象となったのは貝割れ大根の評価ということになる。このような場合、いわば、生産者という第三者的な立場とも考えられる者が、損害を主張することが可能であろうか。

### ・損害の発生と違法性

製品自体の評価が、その製品を製造する者の名誉や信頼を毀損するか否かという問題について、類似する判例がある。これは、商品テストによる、商品の評価と商品の製造者の関係をめぐる問題である。商品、あるいは製品の評価が毀損される場合、このことをどう評価すべきか。

情報誌「暮らしの手帖」において、市販されている浄水器8種類につき、商品テストを行い、その結果を誌上に掲載した。この記事において、自社製品について不利に書かれたことにより、原告製造会社の名誉ないし信用毀損、社会的評価の低下があったとして、出版社側に損害賠償を請求した<sup>10</sup>。

判決は、製造会社側の請求を棄却した。判旨によれば、記事に書かれた、製品の評価について、原告の製造する浄水器が「消費者が期待する性能を備えていない劣った製品であるとの印象を与え」そのことが、ひいては製造販売元である原告の社会的評価を低下させ、名誉・信用を毀損するとした。しかし、名誉毀損が「公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されれば」行為には違法性がないと判断されるとした。

このことを東京訴訟に置き換えてみれば、貝割れ大根が食中毒の原因であるというような公表がなされれば、それ自体が、ひいては生産者の社会的評価を低下させ、商品自体ではなく、生産者の名誉や信用を毀損することになると考える。しかし、厚生省による公表という行為が、名誉毀損が成立するか否かは、貝割れ大根が食中毒の発生源であることが真実であるかどうか委ねられることになる。この点を見れば、東京訴訟第一審は、厚生省の疫学的調査その結果などを事実と評価している。他方第二審は、「曖昧な公表」により、結果的に生産者らに損害が生じているとしている。

製品に関する評価の毀損という事例の多くは、このような名誉毀損の理論に基づき損害の発生の有無が判断されていた。ところが東京訴訟では、公表自体の適法性と相当性をみることから、厚生省による公表の違法性を判断し、損害の発生をいわば二次的なものとしているようにもみえる。

すなわち公表の違法性は、厚生省による記者発表あるいは報告の真実性の有無により判断されたものではない。判決は、公表の結果生ずるであろう損害や悪影響を「容易に予測できた」にもかかわらず、それをしなかったことを「注意義務に違反」することであると、そこに違法性の根拠を見出しているようである。

公表された情報が真実、あるいはかなり高い確率で真実であろうという場合、名誉毀損は成立しないことが多く考えられる。東京訴訟の場合、公表内容は曖昧であったとしても、

その根拠となる、原因の疫学的調査については真実あるいは不合理な点はない、とされている。名誉毀損の法理を用いれば、東京訴訟原告の請求が認められることはなかったかもしれない。

しかし、本件疫学的調査については、その正確性が疑われていることは、大阪訴訟、あるいは東京訴訟第二審からも読み取ることができる。このような場合、調査手法や調査結果の正確性をどこまで追及すべきか。これは、科学的あるいは医学的立証を要するさまざまな事件においても通ずる問題であるため、ここでの議論は避けたい。

#### ・信用毀損の発生

東京訴訟第二審と大阪訴訟は、いずれも公表について違法性を認めている。ところが、違法性の根拠は異なる。すなわち東京訴訟第二審では、報告の公表において、表現の曖昧さ、記者会見の方法、事後対応の不十分さがあったことから、公表行為が違法であったとしている。他方、大阪訴訟では、記者会見において原告生産施設を明示しなくとも、特定できるだけ情報を公開し、なおかつ、報告書にはなかった、調査チーム専門官の見解を話した。さらに記者会見では、原告生産業者が「被るであろう打撃や不利益に対する配慮が十分にあったとはいい難い。」としており、この配慮の不足についても違法であるとしている。

ところで、ふたつの事件では、それぞれ類似する争点が挙げられた。すなわち、大阪訴訟では、（１）行政公表における違法性の基準、（２）原因調査の合理性と原因推定の妥当性、（３）本件公表の違法性、（４）原告の損害額、である。そして東京訴訟では、（１）厚生省による疫学的調査の適否、判断の合理性の有無、（２）報告を公表したことの違法性の有無、（３）損害額、である。

ふたつの事件は、いずれも公表の違法性については認めている。しかし、原告の損害の評価や、損害額の算定については、異なった見解を示す。大阪訴訟原告は、公表によって被った損害を、①事業利益の損失、②信用回復措置費用、③慰謝料、とした。このうち、認められたのは①事業利益の損失と③慰謝料である。他方東京訴訟は、①真相究明のための調査費用、販売停止などの事態を打開するための販売促進活動費、②返品や取消に費やした経費、③報告がなければ得られたであろう営業利益（逸失利益）、である。第二審判決は逸失利益については認めなかったが、商品についての信用が毀損されたとして、信用毀損に対して損害賠償を認めた。

大阪訴訟における慰謝料は、「農作物の生産者として、その名誉・信用が毀損され、大きな精神的苦痛を受けた」ことによるものである。このことと、東京訴訟における損害賠

償をみれば、結局は、いずれも公表行為により、原告の名誉や信用が害されたということになる。では、原告の名誉や信用はどのような形で害されたのであろうか。ここに、情報提供による影響と損害発生の問題が生じる。

情報提供者が行政であれ、私人であれ、単に情報を提供したということのみでは、第三者などに影響あるいは損害は生じないであろう。しかし、提供された情報が公になれば、それを知った者が、情報に出された第三者について何らかの印象を持つことになる。本件のように、貝割れ大根がO-157の発生源であるかのような情報が公表され、それをメディアが報道すれば、国民はそのことのみで、貝割れ大根あるいは生産業者に対し、ネガティブな印象を持つことになる。その印象は、ごく少数がもつものではなく、伝播することでさまざまな影響を及ぼすことになる。このことが結果的に、生産業者の不利益へとつながるものである。つまり、情報公開による信用毀損は、情報の伝播、あるいは噂や風評の広がりから生ずるものといえよう。

公表後の動きについて、東京訴訟第一審において、「報道機関により『O-157カイワレ原因か』などの報道がされたことにより、スーパーマーケットが店頭から貝割れ大根を直ちに撤去するとともに、貝割れ大根を販売することを中止し、外食産業においても、貝割れ大根を商品として提供することも中止する措置をとり、国民においても貝割れ大根を買い控えるという行動に及ぶなど（中略）過剰な反応が生じた」と述べられている。このことから、特にネガティブな情報を公開するによる、損害の発生が理解できよう<sup>12)</sup>。

## 2 機密漏洩による企業情報の公開

企業に関する情報が公表されたことで信用が低下する事例として、当該企業の関係者が企業の機密情報を何らかの形で公表する、機密漏えいがある。機密漏洩は、そのほとんどがメディアを介在して公開される。すなわち、直接の公表者はメディアであり、いわば又聞きの状態では公表されるものである。

退職者による機密漏えいは、どのような目的で行われるか。たとえば、Yahoo!BB顧客情報漏洩事件<sup>13)</sup>では、漏洩者本人あるいは関係者の利害を目的として顧客名簿が流出している。この事件において、原告（顧客）被告（Yahoo）双方の主張によれば、顧客情報を持出した元社員Aが、退職の際、被告（Yahoo）との間で何らかのトラブルがあったようである。このことを見れば、退職企業に対するいわば腹いせのような行為で、機密を漏洩することも考えられよう。これに類似して、退職者が転職先の競合他社に対し、いわばお土産のような形で情報を持出すこともある。また、内部告発のように、社会に対して注意喚起をすることを目的としてなされることも考えられる<sup>14)</sup>。

退職者の機密漏えいには、当該企業退職者の秘密保持義務の範囲をめぐる問題が関係する。多くの企業は、その就業規則などにより営業上の秘密を保持する義務を課す。ところが、雇用関係が解消された場合、退職者には就業規則が及ばないことになる。他方、退職時、競争禁止契約などを締結していれば、その契約の有効性について議論はあるが、退職後まで秘密保持義務が及ぶことが考えられる<sup>15)</sup>。秘密保持義務の有効性などについての議論は、雇用契約の性質などと関連するところも多いため、ここでは避け、漏えいに対する企業側の損害にのみ着目したい。

他方、前述のように、機密情報の公表はメディアを介するため、情報の公開において編集する者の意図が作用するものである。機密漏洩により企業に損害が生じた場合、その責任はだれが負うべきであろうか。以下の事件は、有名な保険会社の元取締役が社内の情報を雑誌記者に提供し記事になったことで、保険会社が損害を被ったとして、情報提供者の元取締役に損害賠償を請求したものである<sup>16)</sup>。

#### ・事件概要と判旨

生命保険会社Xの常務取締役であったYは、退任後、週刊誌記者の取材に対し、X社に関する内部情報を提供した。情報の内容は、Xの融資先との取引内容、X社内的人事をめぐる問題、経営に関するX社内の稟議内容などであった。

その後、週刊誌はYの情報をもとにした記事を掲載した。Xは、保険契約（企業年金保険契約）をしていた2社から、記事が掲載されたことを理由として付加保険料の減少の申入れを受けた。2社それぞれのシェアの減少率は、100%から50%、100%から20%であった。

Xは、Yによる記者への情報提供と記事掲載による経済的損失には因果関係があること、さらにYの情報提供に名誉信用毀損があったとし、Yに対し損害賠償を請求した。Yは、情報提供をし、それが報道されれば、X社の経営改善と再生につながり、保険契約者の利益にもなるために提供したものと主張した。そのうえで、提供した情報は事実であり、名誉毀損の違法性が阻却されるとも主張した。また、Yは、情報提供はしているが、記事の内容については、「メディアの独自の編集を経て」いるものであることから、情報提供をしたことと、名誉毀損との間に因果関係はないと主張した。

判決は、まずYが提供した情報を、「いわゆる会社の内部情報」であるとし、公開することでXの「業務執行に支障を来すことは明らか」であると述べた。そして、Yの情報提供を、X社社長の失脚と社内体制の崩壊を意図しておこなれたものと認めた。そのうえで、元取締役という立場にあったYについて、「信義則上」退任後についても、「在任中

に知り得た会社の内部情報について守秘義務を負う」べきとした。

さらに記事は、X社の「醜聞を取り挙げたもの」で、「名誉信用を毀損する」とした。そして、情報提供と名誉毀損との因果関係について、「情報内容に従った記事が掲載される蓋然性が高く、かつ、情報提供者自身がこのことを予測し容認していた場合」は、因果関係が存在すると述べた。

判決は、X社に生じたシェアダウンを損害とし、それが記事により生じたものであるとして、「慰謝料の額は1000万円を下らない」とした。また、Yの行為については、「年金の上乗せという形で経済的支援を受けながら、他方で会社に対し不正、不都合な行為を行い、会社の信用を毀損し、会社に損害を与える行為を行うことが信義則上許されない」とした。

#### ・名誉信用毀損と名誉毀損

この事件において、Xは「名誉信用毀損」という語を用いる。対して判決は、「名誉信用の毀損」という語を用いながら、結果的には、「名誉毀損」に対し、慰謝料を認めている。はたして、このふたつの語は同じ意味をもつものであろうか。仮に、それぞれが独立し、性質を異にする損害が生じているとすれば、慰謝料の額などに変化が現れることになるか。

民法723条にいう「名誉」は『北方ジャーナル』事件において「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」であるという定義づけがなされている<sup>17)</sup>。名誉毀損とは、この評価を害すること、あるいは低下させることということになる。

この定義を用いるならば、本件において、わざわざ「信用」という語を用いたことによるような意味があるか。Xの主張する、信用に対する毀損行為とは、Yのいかなる行為であったといえるのであろうか。

#### ・業務執行への支障

Xの主張する損害は、シェアダウンによる保険料の減少である。保険会社の主な収入源は、保険料である。その減少は、当然のことながら、X社の経済に対し不利益を生じさせることになる。さらにXは、名誉信頼の失墜による業務執行の支障を損害としている。

刑法上、業務に対する罪がある。ここでいう業務とは「自然人、法人その他団体が職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して従事する事務」である。そして、業務妨害罪とは、諸学説あるが、「人の社会的行動の自由」が保護法益であると考えるのが有力とさ

れている<sup>18)</sup>。他方、業務と経済活動を根拠とし、業務妨害罪を財産に対する罪であるとする説もある<sup>19)</sup>。

では民事上、名誉毀損による業務執行への支障とはどのようなものか。さらに、業務執行への支障は損害と認められるであろうか。

ある企業の取締役らが、原告会社の取引先に対し、電話、メールなどにより、原告を誹謗中傷した事件がある<sup>20)</sup>。

原告は誹謗中傷により、取引が停止したことを損害と主張した。判決は、被告取締役らの誹謗中傷行為が、原告の名誉と信用を毀損する行為であるとした。誹謗中傷の内容が「虚偽の事実を記載して取引を中止することを要求」するものであったことや、その後の原告会社と取引先とのやり取りなどを総合し、取引停止が被告らの行為に起因するとした。

この事件では、取引停止自体が損害であることを認めている。他方、週刊誌による虚偽情報が、企業の信用を毀損したと認められた事件において、原告が、関係者に対し当該週刊誌の記事について説明し、善後策を協議するために要した費用を、損害として主張した事件がある<sup>21)</sup>。判決は、信用の毀損による「無形の損害」は認めた。しかし費用について、原告の行った説明などにつき「その必要性に疑問」があるとして、損害ではないとした<sup>22)</sup>。

ある宗教団体の代表に関する記事のため、信者が宗教の布教活動が制限されたことにつき、損害賠償を請求した事件がある<sup>23)</sup>。この事件において原告信者らは、布教活動の阻害、団体からの脱退者の出現などが「重大な支障」であると主張した。しかし判決は、記事自体が原告信者に関するものではなく、原告信者に直接の損害は生じないとした。

このようにみれば、誹謗中傷が、企業あるいは団体の財産的損害と直接関係がある場合、それが業務への支障であると解することができよう。たとえばシェアダウンは、営業利益の低下となる。取引停止は、取引が継続していれば得られたであろう利益の損失という逸失利益である。これらの損害は、業務に直接影響する経済的な損害と関係するものであるといえよう。

しかし、布教活動の阻害などは、経済的な損害とはあまり関係しない。確かに、脱退者が増加すれば、たとえば布施が減少するなどの問題は生ずる可能性はあるが、宗教団体は非営利団体である。そのため、仮に収入が減少したとしても、経済的な面からみれば、このような団体に、なんらかの損害が生じるとはいい難いであろう。

#### ・機密情報とはなにか

本件においてYが記者に提供した情報は、特定融資先との取引内容、社内の人事問題、経営にかかわる社内稟議である。Xは、これらの情報のうち融資先との取引内容について

「生命保険会社として守秘義務のある」情報、「社外秘」としている。

社外秘あるいは、企業の機密情報とはどのような情報であろうか。機密情報は、企業の営業上の秘密と換言できる。

アメリカでは、情報自由化法などにより、国民への情報提供が保障される。この情報提供において、企業などにおける営業上の秘密の公開は除外される。しかし、営業上の秘密における秘密概念は曖昧であり、どのような情報を営業上の秘密とするかについては、行政の裁量に委ねられる<sup>24)</sup>。営業上の秘密に類似する語として、取引上の秘密と呼ばれるものがある<sup>25)</sup>。これは、古くからコモンロー上で用いられる概念である。しかしながら、これも単に概念であり、実質的に何を秘密ととらえるかについては、不明確である。

ところで、個人において秘密を公開されることは、プライバシーの侵害となりうる。個人において、秘密とはなにか。

『宴のあと』事件<sup>26)</sup>以来、プライバシーとは、個人の私生活、他人に秘匿したい私生活上の事実や情報のことをいう<sup>27)</sup>。このような情報が公開されれば、プライバシー侵害となる。しかし、当該情報が秘匿性の高いものであれば、個人のプライバシーとなるが、秘匿性が低いとなれば、公開はプライバシー侵害と認められないことがある。単に知られたということのみでは、プライバシー侵害とはならない。知られたことにより、個人に何らかの損害が生じ、それにより初めてプライバシー侵害となるものである。

ここでの秘匿性の高低の基準は、一般人を基準とし判断される。いいかえれば、たとえ本人が秘匿性が高いと感じる情報であっても、一般人からみたとき、秘匿性が低いと判断される情報であれば、公開をされてもプライバシー侵害とはならないということである。

ところが近時、特に住所や氏名といった個人識別情報の無断公開において、プライバシー侵害が認められうる。これは、個人が提供した自己の情報を、提供を受けた者が第三者に開示したことで生じる問題である。本来、個人識別情報は、秘匿性は低いものである。このように一般人において、秘匿性の低い情報と感じるものであっても、プライバシー侵害が認められるのは、情報の性質と関係すると考えられる。

すなわち、識別情報であったとしても、個人に何らかの損害が生じていると認められるときには、プライバシー侵害となるのである。他方、識別情報の提供者が提供時、提供を受けた者は、他者に公開しないであろうという、一種の期待や信頼をしている。そして、提供を受けた者は、その期待や信頼を裏切り、公開したということがプライバシー侵害を構成することがある。しかし、現在の伝統的な定義を踏まえれば、提供を受けた者の不法行為となるかもしれないが、これをプライバシー侵害の一類型と定義することは難しいと考える。

以上を考慮すれば、営業上の秘密とは、一般人から見たときに、企業において、公開を欲しないような情報ということになるのかもしれない。あるいは、企業において公開されれば、直接的な損害が生ずるような情報が、営業上の秘密ということになるであろう。

アメリカにおける、The Freedom of Information Act（以下FOIA）では、国民などからの要請がある場合、行政機関による情報開示が義務付けられる。情報のうち9つの項目については、FIOA § 552(b) において、公表が免除（exemption）されている<sup>28)</sup>。このうち企業の情報公開において免除される情報は、§ 552(b)（4）に規定される。すなわち、「商業上の秘密あるいは金融上の情報のうち、他者から入手した特権的もしくは極秘の情報」である。免除される情報のなかで、2つが個人の秘匿事項（privacy concerns）に関する項目である<sup>29)</sup>。§ 552(b)（6）は、「人事（personnel）と医療、およびそれに類似する情報」、§ 552(b)（7）（C）では「明らかに不当なプライバシー侵害を構成するような記録や情報」の公表であり、このような情報の開示は免除されることになる。

§ 552(b)（4）からみれば、企業の秘密とは、商業上のものと企業の金融や財政に関する事柄と読むことができる。他方、（6）などは、個人のプライバシーに関する事柄ではなるが、これを企業に反映することもできよう。

§ 552(b)（4）のいう、極秘の情報とは、どのようなものか。これについて confidential という語を、秘密ではなく信頼ととらえる考え方がある<sup>30)</sup>。すなわち、「自由な意思（情報）疎通が行われる一定の人間関係のあり方」のなかで、信頼関係にある者同士が、「相手方が他に洩らさないことを前提」に「打ちあける」。そのなかで交わされる情報を confidential なものと解するのである。

FOIAの基準を本判例に充てるなら、融資先に関する情報は、金融上の情報に該当するであろう。さらに、人事にかかる情報は、(b)（6）ということになる。そして、被告Yによる社外秘情報の公開は、会社内の情報であり、在職中に知り得た情報は、退職後も公表しないであろう、という原告Xの信用を害する行為ということになるかもしれない。

このような信頼関係という考え方は、前述した、個人識別情報の開示をめぐる問題とも極めて似ているものであるといえよう。すなわち、会社の機密情報の漏洩には、その内容の秘匿性という、情報の性質そのものの問題のみならず、漏洩する行為について、どのように扱うかの問題が存在するということになるであろう。

#### ・ 情報提供と編集権

Yの提供した情報は、取材した記者や編集者が介在し記事となった。Yはこの点につき、「単に取材に応じ情報提供した行為」であり、「記事による名誉毀損との間には相当因果

関係がない。」と主張した。

雑誌のみならず、メディアによる情報伝達では、多くの場合、情報を編集する者が存在する。本件では、Yが情報提供をした相手は雑誌記者である。記者は、それを元に記事を書く。書かれた記事は、編集者により脚色や校正がなされ、その後雑誌に掲載される。すなわち、Yの伝えたことがそのまま記事になるとは限らないということになる。さらに、記者がいかに書いたとしても、それが編集者の手によって変更されることも考えられよう。

本件の場合、公表された情報は、「社外秘」とされる、当該企業に関する事実である。情報提供者(X)は、記者に情報を委ねた段階から、当該情報をいわば手放した形になる。このような場合、情報提供者は、どこまで責任を負うべきであろうか。

判決は、この点につき「提供した情報内容に従った記事が掲載される蓋然性が高く、かつ、情報提供者自身がこのことを予測し容認していた場合には、情報提供行為と記事による名誉毀損との間に相当因果関係が存在する」ことから、情報提供者はその責任を負うことになるとしている。これは、情報提供により生じうる問題について、提供者自身が予見する責任がある、ともいうべき判断である。

他者に提供した情報に対し、情報提供者はどこまで責任を負えるか、あるいは、どこまで管理できるかについては、さまざまな面から議論の余地がある。たとえば、個人の意思により提供した、個人情報や個人識別情報の取り扱いの問題である<sup>31)</sup>。個人情報保護法では、開示先における情報管理の義務や責任が規定される<sup>32)</sup>。しかし、提供した後であつても、開示先が、提供者の意図に沿わない扱いをした結果、提供者に不利益が生じれば、開示先の不法行為となる場合がある<sup>33)</sup>。

情報に手を加えた形での公開は、元の情報自体が真実ではないこともある。たとえば小説においては、編集者が売れることを目的として、作家の著作に手を加える。多くの書籍は、編集企画会議を経て、編集者の企画意図により、作家が書くものである<sup>34)</sup>。このことをみれば、編集者の果たす役割は、ある情報や著作の公表においてきわめて重要であるということもできる。

ここに編集権の問題が生ずる。本件においてYは、「編集方針を事実上決定するような影響力を有し」ておらず、「メディアの独自の編集権を経て掲載頒布された」ことから、Xに対する名誉毀損はないとしたが、判決はこれを否定している。編集の影響力を重視すれば、編集に一切関与のないYに対し、Xに生じた、シェアダウンなどの損害の責任を負わせるのは、あまりに重いと考えることもできるかもしれない。

我が国において、編集者の責任については、いまだ多くの議論を要する問題であるため、これ以上の議論は避けたい。しかし、多くのメディアは、本事件のように、いわゆる元ネ

タを、個人から入手することが多くある。情報提供者と編集者の関係について、今後注目する必要性はあると考える<sup>35)</sup>。

### 3 情報公開と企業・団体の損害

ここまで検討した判例における情報の提供は、それぞれ退職者による情報提供と、行政による情報提供であった。いずれも情報の提供先は、マスメディアである。そしてマスメディアは、それぞれの情報を国民に向けて発信した。国民はその情報を受けとる。そして、受けとった情報は、さまざまな形で拡散する。風評、あるいは噂は、このような過程をたどり生じるものといえよう。

噂は古くから、社会混乱を生みだしたり、時として、ある集団をひとつの方向性へと導く力があるとされる<sup>36)</sup>。たとえば、O-157に関する行政公表は、小売店における貝割れ大根の販売中止、飲食店での使用停止、さらには国民の買い控えへのような、社会混乱を生みだした。また、生命保険会社の機密情報の公表は、取引先による取引額の減額を生んだ。さらに、公表からその後にかけて、当該保険会社の企業格付けが下がったともいわれる。

このような状況は、いずれも風評、あるいは噂が拡散したことから生じた問題である。さらにこのことが、貝割れ大根の生産業者や、生命保険会社の評価や信用を低下させる原因になっていることはいうまでもない。

風評による信用の毀損が生じ、それによる損害が救済される場合、企業は、どの程度まで救済されるのか。さらに、風評による損害とは、はたして信用の毀損のみであろうか。また、風評を生じさせるような情報の発信源は、風評による損害をどの程度まで救済しなければならないのであろうか。

#### ・経済的損害

生命保険会社の事件において、損害と認められたのは、収入源となる保険契約保険料のシェアダウンである。また、O-157事件の大阪訴訟第二審では、特定生産業者の損害として、事業利益の損失分が一部認められている。

風評による損害は、物理的な損害ではない。すなわち、人あるいは物が、何らかの行為によって直接に（あるいは物理的に）損害を被るのではなく、直接（あるいは物理的な）損害はないが、何らかの損害が発生しているという状況である。日本の不法行為に基づく損害賠償制度は、本来、何らかの外形的な損害が生じることを前提とし、それに対する保護をするものである<sup>37)</sup>。風評による損害は、いわば漠然としたものであるため、逸失利益などに包含されて請求されている。しかし現在、このように、物理的な侵害などが生じ

ていない場合であっても、これを風評損害に対する経済的損害とし、損害を被った企業などを保護する動きがある<sup>38)</sup>。

経済的損害の保護が拡大すれば、たとえば、O-157事件大阪訴訟において認められた、逸失利益の金額は上昇することも考えられる。大阪訴訟第二審では、原告の主張した営業損益は、算出方法の根拠の不明確さから、請求金額よりもかなり減額されている。仮に経済的損害を逸失利益とは別の損害とするならば、根拠づけや証明や困難な利益算出が軽減されるかもしれない。このことが、低額であるといわれる、我が国の賠償額の高額化にもつながるのではなかろうか<sup>39)</sup>。

風評による経済的損害の採否を含め、今後の議論の展開に注目したい。

#### ・信用毀損

検討したいずれの判例においても、原告は名誉毀損と並列するかたちで、「信用」が毀損されたと主張する。ところが、名誉毀損について規定する民法723条における名誉の定義は、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」であることは前述のとおりである<sup>40)</sup>。このことをみれば、単に、名誉毀損を主張すれば、信用の毀損についても包含できると解することもできよう。

しかし、信用毀損については、最判昭和39年1月28日<sup>41)</sup>において「無形の損害」という形で、損害賠償請求が可能であるとされている。では、名誉の毀損と、信用の毀損は具体的にどのように異なるのであろうか。

たとえば、名誉毀損は、定義からみればその対象を「私人」のみとしていると考えることはできる。私人の客観的評価が低下した場合、それによる損害は、「低下した」という事実である。他方、企業の客観的評価が低下すれば、その損害は「低下した」という事実のみならず、それが企業収益の低下などという形で生じることになる。いいかえれば、評価の低下が企業の信用の低下を生み、その結果としての経済的あるいは金銭的な損失の発生ということである。

この金銭的な損失を救済するために、信用の毀損が主張されたとするならば、これは企業などにおいては有効であると考えられる。

#### ・情報提供者の予見性と免責

O-157事件東京訴訟第二審では、記者発表により生産者などにおいて生ずる悪影響を「容易に予測できた」と述べる。さらに、生命保険会社の情報漏洩においても同様に、情報提供者が「提供した情報内容に従った記事が掲載される蓋然性が高く、かつ、情報提供

者自身がこのことを予測し容認していた場合」には、情報提供に対する責任を負うとしている。

これらの判断からは、情報提供者側に、提供に伴うリスクを予見することを要求しているようにもみえる。しかし一方で、情報提供者は、国民に対し直接情報をもたらす立場ではないということもできる。国民あるいは世間に対し情報を発信するのは、ほとんどの場合、マスメディアである。

マスメディアがどのような表現を用い、提供した情報を発信するかについて、提供者はどこまで責任を負うべきであろうか。これは、提供した情報の内容や、社会における重大性などにより、変化するものであろう。また、情報提供者は、マスメディアがいかなる表現をするかについて、常に規制をかけることができるとも限らない。O-157事件では、厚生省は記者発表に際し、一定の配慮を要請している。ところが実際には、報道により生産業者らの損害は拡大した。

仮に、マスメディアの情報発信に対し、情報提供者側が多くの規制をかけることになれば、それは、マスメディア側の利益を害することになるかもしれない。また、そのような規制は、情報を欲している国民などに対し、不利益を生じさせることにもつながる可能性もある。では、情報提供者は、どの程度まで予見することが求められるのであろうか。

この問題は、前述した、マスメディアにおける編集をめぐる議論などと併せて、今後検討する余地があると考ええる。

## おわりに

現在、企業や団体に関する情報の公開は、マスメディアのみならず、個人によっても可能である。特にインターネット上の情報公開は、その真偽に関わらず、さまざまなかたちで行われている。

企業の評価を低下させるような情報が公開された場合、それは企業の経済的な損失と直結する。経済的な損失は、企業存続の命取りともなりかねない。その反面、情報を公開することが、消費者あるいは国民にとって有益であることも少なくない。たとえばリコールの発表などはこれにあたるであろう。

情報公開はだれにとって有益であるか。これはその情報の性質により変化するものである。情報の性質を検討するには、情報の背景、公表の目的や様態を多角的にみるべきであろう。さらに、情報に関わる者、それぞれの立場と性格についても同様のことがいえよう。

情報過多ともいわれる現在、実際に有益とされる情報とそうではないものが錯綜している。情報を受ける側において取捨選択をすることは必要であることはもちろんである。発

信する側においても、いかなる情報を、どのような手段で発信していくかを再度考えていく必要があるのではないだろうか。

一度発信された情報は、簡単には消し去ることはできない。人の記憶や、さまざまな記憶媒体に残されたこれらの情報により、不利益を被る者がいるとき、法はどのように救済すべきか。今後も更なる検討が必要であろう。

\*本論文は、2008年度札幌大学附属法務・自治行政研究所研究助成による研究成果の一部である。

## 注

- 1) たとえば、早稲田大学名簿提出事件（最判平成15年9月12日判時1837号3頁）では、個人識別情報の秘匿性は否定される。他方、大阪地判平成18年5月19日では、肯定している。このことから個人識別情報の公開がプライバシー侵害になるか否かについては、議論を要するところである。筆者は、現状のプライバシーに関する理論を踏襲するならば、個人識別情報の公開をプライバシー侵害とすることには否定的である。
- 2) たとえば、東京地判平成15年7月25日（判タ1156号185頁）。
- 3) 山田卓生「行政当局による公表と名誉毀損」ジュリ789号（昭和58年）。
- 4) 升田純『風評損害・経済的損害の法理と実務』（平成21年、民事法研究会）91頁。
- 5) たとえば大阪地判平成10年3月31日判時1655号149頁では、警察発表など官公庁が取材源となる情報について「一定の信頼度を置くことのできる情報で公共の利益に直結」としている。一方、「一般私人」を情報源とするときは「極端な場合対立当事者の私怨をはらす目的で虚偽情報を提供することもあり得る」ため、「裏付け取材と独自の判断により報道がなされるのが通常」であるとしている。
- 6) ふたつの判例評釈として、鈴木和典『平成12年行政関係判例解説』（ぎょうせい、平成12年）、阿部泰隆「O-157食中毒の原因食材に関する調査結果公表の損害賠償責任」（判自236号）。
- 7) なお、争点（1）では、公務員による名誉を毀損する表現行為の違法性についても論じられる。行政公表と免責、あるいは、行政公表の法的位置づけを考えるうえで、この点に関する議論は重要である。しかし、本論は、公表による損害に焦点を当てるものであるため、ここに関する議論は割愛する。
- 8) たとえば、藤原静雄・判評529号168頁、鈴木和典『平成12年度行政関係判例解説』274頁（ぎょうせい、平成12年）「阿部泰隆「O-157食中毒原因食材に関する調査結果公表の賠償責任」判自236号116頁など。
- 9) たとえば、鈴木秀美「行政の公表による信用毀損」法時75号12巻116頁。
- 10) これら二つの事件を並列的に、「風評損害」の有無という観点から解説したものとして、前掲註2（升田）100-114頁、このほか、本事件の判例評釈として、村上裕章「集団食中毒の発生と情報提供のあり方-O-157東京訴訟控訴判決を契機として」ジュリ1258号112頁（平成15年）、瀬川信久「2つのO-157判決-食中毒の原因を公表した行政の国家賠償責任」判タ1107号69頁（平成15年）、澁谷勝海『平成13年行政関係判例解説』288頁（ぎょうせい、平成13年）、前掲註8鈴木など。

- 11) 東京地判平成7年2月16日判タ896号193頁。なお、この事件の判例評釈として、山田卓生「消費者雑誌の記事と名誉、信用毀損の不法行為」ジュリ1095号187頁、浦川道太郎「商品テストと民事責任」判タ908号55頁など。
- 12) 前掲註4, 111頁。
- 13) 大阪地判平成18年5月19日(判時1948号122頁, 判タ1230号227頁)。インターネットサービスの申込をした契約者の個人情報(住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号、銀行口座など)が、退職者Aを通じ、第三者Bに渡った事件。
- 14) さらに、近時、尖閣諸島において海上保安庁の警備船と中国籍の漁船との間で起きた衝突事故につき、外部に流出させないとしていた、事故のビデオ映像が海上保安庁の保安官にから流出した事件などもある。理由は明らかではないが、保安官が、事件について国民に知ってもらうために公表したともいわれていた。
- 15) 後藤清『転職の自由と企業秘密の防衛』(1974, 有斐閣)18頁以下において、退職者に対する競業禁止契約の有効性について判例が紹介されている。それによれば、競業禁止契約は再就職など、退職者の退職後の活動が著しく狭められるため、多くの問題があるとされる。しかし、実際に法廷に持ち込まれる事件は極めて少ないと述べられている。
- 16) 東京地判平成11年2月15日(金融法務事情1548号32頁)。
- 17) 最大判昭和61年6月11日(判タ605号42頁, 判時1194号3頁)。なお、名誉および名誉毀損の概念について、佃克彦『名誉毀損の法律実務』(平成17年, 弘文堂)2頁～7頁。
- 18) 大谷實『刑法講義各論新版第2版』(平成19年, 成文堂)134頁。
- 19) 前掲註18, 135頁。
- 20) 東京地判平成21年2月9日。
- 21) 東京高判平成6年9月7日(判時1517号40頁)。
- 22) このほか、東京地判平成19年5月31日では、原告企業(酒類販売店)が、元従業員に秘密管理していた取引先の情報を持出されたことで、取引先が減少したことを損害と主張した。しかし、原告の秘密管理性が認められず、請求が棄却された。
- 23) 東京地判平成8年12月20日(判時1619号104頁)。なお、団体代表者の風評と団体構成員の損害の関係について、拙稿「風評による損害に関する一考察」札幌法学21巻2号77頁。
- 24) 松井茂記「情報公開の手續上の諸問題—営業上の秘密に関する情報提供者への手続的保護を中心として」ジュリ854号41頁。
- 25) 奥平康弘「行政情報の開示と企業秘密の保護—合衆国『情報の自由にかんする法律』の一研究」東大社研論集33巻3号46頁。
- 26) 東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁。
- 27) 五十嵐清『人格権法概説』205-206頁。
- 28) なお、「exemption」について、前掲註25 40頁では「除外事項」と訳される。
- 29) Solve=Schwartz, Information Privacy, Ch6,p.603-610. (2009)
- 30) 前掲註25, 52-54頁。
- 31) 近時、特にアメリカなどにおいて、これをinformation privacyとして、新たなプライバシーの類型とする考え方がある。たとえば、Helen Nissenbaum, Privacy in Context, (2010) . Daniel J. Solove, Understanding Privacy, (2008)。
- 32) 個人情報保護法第1条。個人情報保護法の性質につき、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』(平成16年・有斐閣)。
- 33) たとえば最判平成15年9月12日(民集57巻8号973頁), 東京地判平成19年2月8日(判時1964号113頁)など。
- 34) 美作太郎・西沢秀雄『執筆 編集 出版』(昭和39年, 岩波書店)53頁。
- 35) 日本における出版社や編集者の責任について、五十嵐清・田宮裕『名誉とプライバシー』(昭和43年,

- 有斐閣) 145頁以下, 田島泰彦ほか編『現代メディアと法』(平成10年, 三省堂) 58頁以下など。  
また, ヨーロッパ人権裁判所とイギリスの裁判所における, 編集者の決定権について, Douglas R. Gould, “732 is Editing What Judges are for? Judicial Review of Journalists’ Editorial Decision in Defamation Cases in the United Kingdom and European Court of Human Rights” 46 CLMJTL 732.
- 36) 松山巖『うわさの遠近法』16頁(青土社, 平成5年)。
  - 37) 卯辰昇「風評損害の賠償に関する考察(1) — 純粹経済損失の賠償を基準として —」早稲田大学大学院法研論集96号344(5)頁(平成12年)。
  - 38) 前掲註4, 194頁。
  - 39) たとえば名誉毀損による損害賠償の高額化をめぐる議論について, 「マスメディアによる名誉毀損訴訟の研究と提言」ジュリ1209号63頁(平成13年)など。
  - 40) 前掲註18。
  - 41) 判時363号10頁。